

雫石町教育振興基本計画



令和 2 年 3 月

雫石町教育委員会

は じ め に

自然豊かな我がまち雫石町には、小学校5校、中学校1校、それぞれの学校で元気な子どもたちの声が響き渡っています。平成における学校統合で子どもたちの教育環境が大きく変わった中でも、すでに落ち着きを取り戻し、統合校ではそれぞれの学校が特色を持った取り組みを実施しながら、新たな伝統を築き始めています。

さて、教育を取り巻く環境は、少子高齢化の進行やグローバル化の進展、個々の価値観の多様化など、急激な社会の変化の中にあります。また、近年報道等でも話題となっております、初等教育段階からのICT教育の実現が急務とされ、全国規模で教育現場のICT化を進める動きが出てきており、急激な時代の変革に対して教育行政がどのように関わっていくべきかが問われています。

そのような中で、未来を担う子どもたちが夢や希望、目標を持ち、これからの社会の形成に参画するための資質、能力としての「生きる力」を育成することが、現在の教育に求められている大きな課題と考えます。

そのためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の「知・徳・体」に加え、本町なりの特色ある教育の実現、さらには、Smart教育の実現に向けた教育環境を整備し、変容する社会に適応した新たな価値観を創造できる人材を育成していくことが必要と考えております。加えて、地域の良さを認識し、生涯にわたり学んだことを地域社会に還元できる郷土愛の心を育てることも重要と考えます。

また、子どもたちだけではなく、町民一人ひとりが自らの高い意欲を持ち、健康で充実した人生を創造するための「学びの場」を提供する必要があります。

このたび策定した「雫石町教育振興基本計画」は、雫石町総合計画に示しております「学びを通して生きがいを感じるまちづくり」を目指し、教育施策を具体的かつ計画的に推進するための計画です。

「ふるさと雫石への誇りと愛着を育てる教育」を方針とし、子どもたちの未来を見据えた教育の実施と、地域の方々との連携による地域一体での子どもたちを守り育てることができるよう、また、誰もが生涯を通じていつでもどこでも学びたいことを学ぶことができる環境づくりを実現してまいります。

結びに、本計画を実施するにあたり、学校教育と社会教育、双方の取り組むべき教育の現状と課題を洗い出し、関係部局や関係団体、地域との連携をもって、課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

雫石町教育委員会 教育長 作山 雅宏

雫石町教育振興基本計画

第1章	計画の策定	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画期間	1
	・第三次雫石町総合計画と雫石町教育振興基本計画の構成	2
第2章	国・県の教育の動向	3
1.	第3期教育振興基本計画	3
2.	岩手県教育振興計画	4
第3章	計画策定の基本理念	5
1.	計画策定に向けた基本的な考え方	5
2.	教育の基本理念	5
第4章	施策の基本方向	6
	雫石町教育振興基本計画にかかる施策の体系図	6
	【基本目標1】知・徳・体・公の調和のとれた教育の推進	7
	基本施策1 確かな学力を育む教育【知】	10
	基本施策2 豊かな心を育む教育【徳】	14
	基本施策3 健やかな体を育む教育【体】	18

基本施策 4	学校と家庭・地域との協働 による教育の推進【公】	2 1
--------	-----------------------------	-----

【基本目標 2】安全安心な学校生活を送ることができる教育環境の整備・2 4

基本施策 1	安全安心を保障する学校環境の整備	2 6
--------	------------------	-----

基本施策 2	安心して学ぶための支援体制の整備	3 0
--------	------------------	-----

基本施策 3	教職員の働く環境の整備	3 3
--------	-------------	-----

【基本目標 3】生涯学習社会の推進・3 5

基本施策 1	生涯学習の推進と充実	3 7
--------	------------	-----

基本施策 2	学校と家庭・地域との協働の推進	4 0
--------	-----------------	-----

基本施策 3	図書館機能の充実と読書活動の推進	4 2
--------	------------------	-----

【基本目標 4】スポーツによる地域活性化の推進・4 4

基本施策 1	多様なスポーツ活動の推進	4 6
--------	--------------	-----

基本施策 2	競技スポーツの推進と交流	4 9
--------	--------------	-----

【基本目標 5】文化芸術活動の推進・5 1

基本施策	文化芸術活動の活性化	5 2
------	------------	-----

【基本目標 6】歴史文化の保存と継承・5 4

基本施策	文化財の保存・継承及び活用	5 5
------	---------------	-----

第1章 計画の策定

1. 計画策定の趣旨

現在の日本では、少子高齢化の急激な進行やグローバル化・高度情報化社会の進展など、枚挙に暇がない大きな社会状況の変化の中にあります。

そうした中、「学校教育の現場」におきましても、学力の向上、規範意識の高揚、積極的な生徒指導の推進、家庭・地域との連携、さらには、いじめ・不登校・情報教育への対応など、粘り強く取り組まなければならない様々な課題があります。

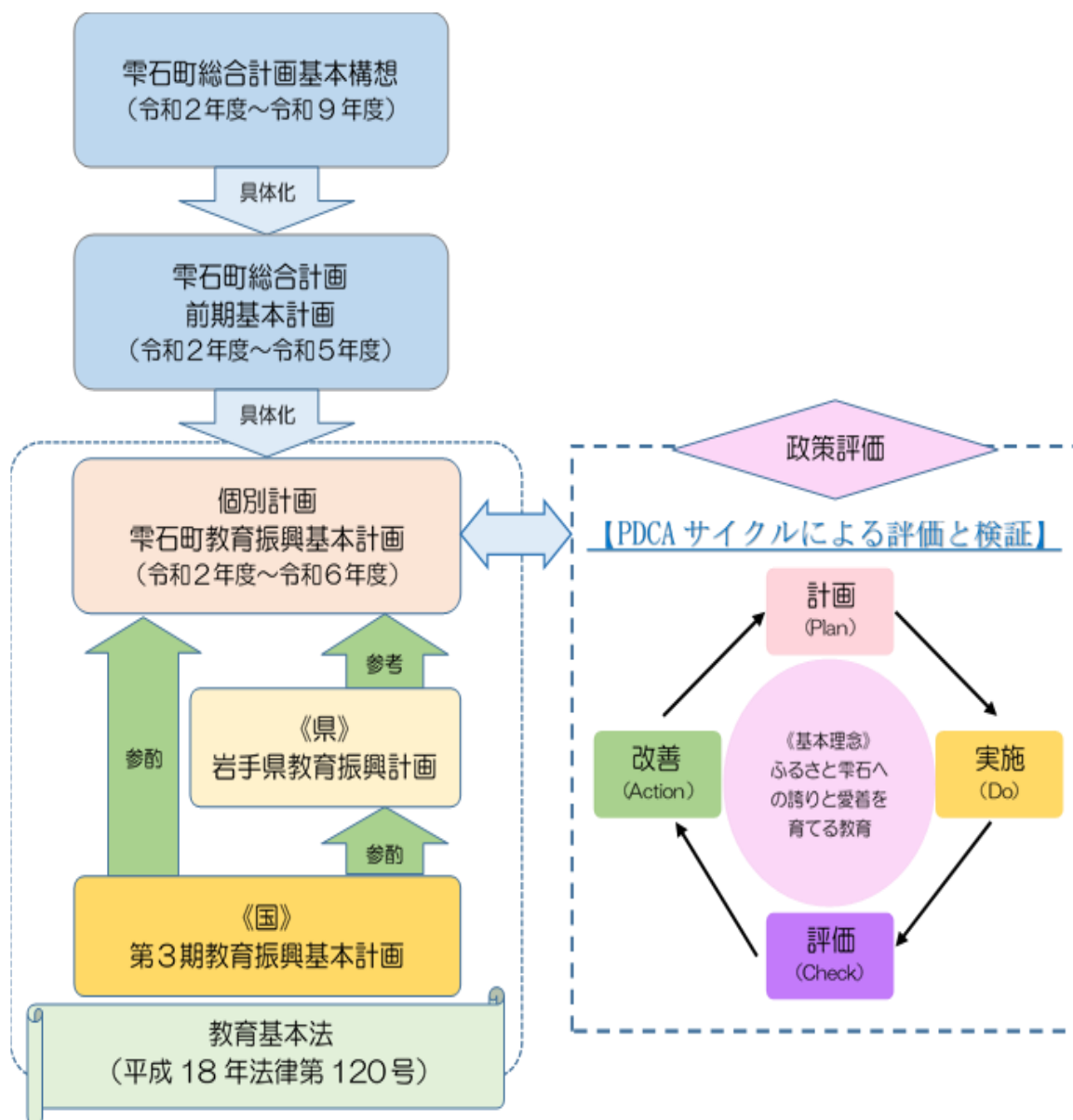
国では、平成30年6月15日付けで、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に基づく、「第3期教育振興基本計画」が、閣議決定され同日、国会で報告されました。

雫石町（以下、「本町」という。）では、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の第3期教育振興基本計画及び平成31年3月に策定された岩手県教育振興計画を参酌した、「雫石町教育振興基本計画」を「第三次雫石町総合計画」の策定に併せ、それらとの整合を図りながら、『ふるさと雫石への誇りと愛着を育てる教育』を教育の基本理念と定め、その実現に向けた教育施策を着実に推進していくための基本的な計画として新たに策定するものです。

2. 計画期間

この計画の期間は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間とします。

第三次雫石町総合計画と雫石町教育振興基本計画の構成



「第三次雫石町総合計画前期基本計画」に掲げた施策を実行するための具体的事業を示します

第2章 国・県の教育の動向

1. 第3期教育振興基本計画

国においては、平成18年12月に教育基本法が改正され、公共の精神、生命や自然の尊重、環境の保全、伝統文化の尊重などを教育の目標に掲げた新しい時代の教育の基本理念が示されました。

これを受け、平成30年6月に法第17条第1項の規定に基づき政府が国の教育の振興に係る基本的な計画である第3期教育振興基本計画を策定し、教育改革を最重要課題のひとつとした取組を進めています。

第3期教育振興基本計画では、今後の教育政策に関する基本的な方針として、次の5項目が盛り込まれました。

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するため必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するため多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のため基盤を整備する

2. 岩手県教育振興計画

平成18年6月に改正された教育基本法第17条第2項において、地方公共団体は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努力事項が盛り込まれました。

これを受け岩手県では、平成21年度からの10年間を計画期間とする「岩手の教育振興」の計画期間が平成30年度で終了することに伴い、平成31年3月に、2019年度からの新たな教育振興の取組の指針となる「岩手県教育振興計画」を策定し「学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり」を基本目標に、学校教育、社会教育、家庭教育における次の12項目の具体的な施策内容が盛り込まれました。

★学校教育

- 1 岩手で、世界で活躍する人材の育成
- 2 確かな学力の育成
- 3 豊かな心の育成
- 4 健やかな体の育成
- 5 特別支援教育の推進
- 6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応
- 7 学びの基盤づくり
- 8 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進

★社会教育・家庭教育

- 9 学校と家庭・地域との協働の推進
- 10 子育て支援や家庭教育支援の充実
- 11 生涯にわたり学び続ける環境づくり
- 12 次世代につなげる郷土芸能や文化財の継承

第3章 計画策定の基本理念

1. 計画策定に向けた基本的な考え方

本計画は、本町の将来像である「みんながつくる 未来につなぐ ふるさとしずくいし」を柱とした第三次雫石町総合計画を具現化するために、その基本施策と取り組みについて示すものです。

策定にあたっては、第三次雫石町総合計画で定めた施策大綱（教育分野の目指す姿）「学びを通して生きがいを感じるまち」を柱とした3つの基本方向から導き出された6つの基本目標を示し、その施策の実現に向け取り組んでいくものです。

2. 教育の基本理念

将来を担う子どもたちが自ら夢や希望を、目標をもって自己実現を果たすことができるよう、「知・徳・体」の調和のとれた「生きる力」を育むとともに、その子どもたちが、生涯にわたり学んだ成果を地域社会に還元できるような「いきいきと輝く生涯学習のまちづくり」が求められています。

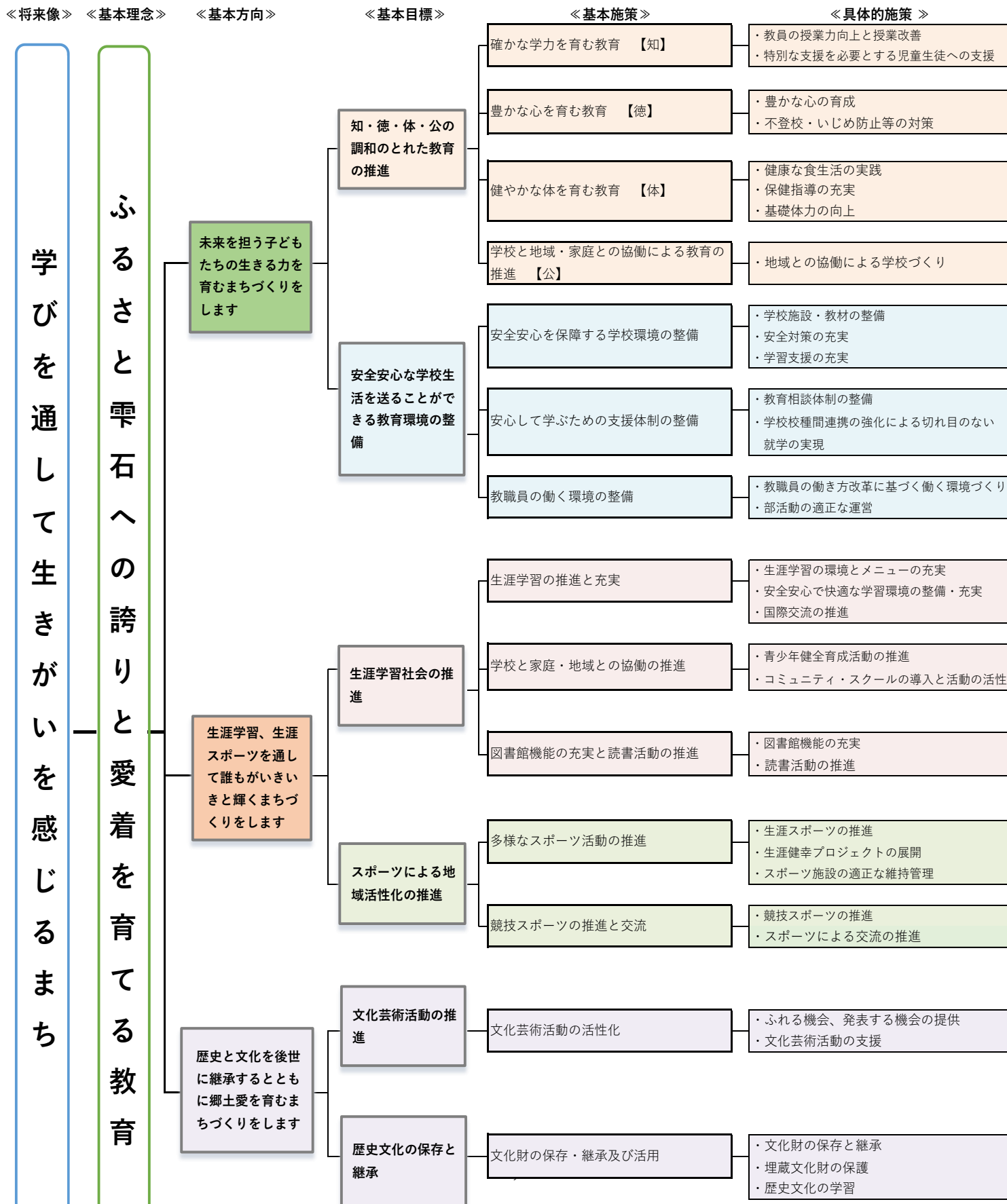
また、人生100年時代を迎えるにあたり、生涯を通じた学び直しやキャリアアップを通じて元気に活躍し続け、何歳になっても未来に夢と希望をもって暮らすことができる社会を実現していくことが、今後ますます重要となってきます。

取組を推進するにあたり、本町の教育の基本理念を次のように定めます。

ふるさと雫石への誇りと愛着を育てる教育

第4章 施策の基本方向

雫石町教育振興基本計画にかかる施策の体系図



基本目標 1

知・徳・体・公（※1）の調和のとれた教育の推進

◇ 現状と課題

急速に進む少子高齢化や人口減少、高度情報化の進展により教育の現場にもICT（※2）の活用が求められるなど社会情勢の変化は、子どもたちを取り巻く環境を大きく変えつつあります。

こうした社会の中だからこそ、「知・徳・体」のバランスのとれた育成を基本とし、本町の児童生徒の強みである規範意識や地域への愛着を活かして『ふるさと雫石への誇りと愛着を育てる教育』を推進していく必要があります。

そのため、児童生徒一人ひとりの可能性を引き出し、学ぶ意欲を高めるとともに、「確かな学力」を保障するための「わかる授業への取り組み」や全国学力・学習状況調査（※3）等の結果を経年で分析し、個々の強みや弱みを把握しながら、その対策を講じる必要があります。

また、特別支援教育については、障がいが多様化・複雑化していることから、福祉や医療等の関係機関と連携し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を行っていく必要があります。

不登校についても、全国的にも増加傾向にあり、本町も同様の傾向があることから、その解決に向けて、学校生活場面がきっかけになっているとの認識に立って、未然防止、早期発見・早期対策に努めていく必要があります。

また、昨今のスマートフォン等の急速な普及に伴い、不適正な使用により、学習や生活をする上で支障をきたしているケースが見受けられるとともに、SNS（※4）上での誹謗中傷やネット犯罪に巻き込まれる危険性が一段と高まっていることを受け、情報モラルに関する指導が一層必要となっています。

いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るとの認識に立ち、発生した場合には、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、積極的認知に努め、学校の責任の下で、早急に徹底した対応をする必要があります。一方でいじめの出にくい集団づくりのために、児童生徒が安心して学校生活を送るよう、安全・安心な学校づくりに努める必要があります。すなわち、「自他の生命尊重」を基盤とした「望ましい人間関係づくり」「正義の通る集団づくり」を目指す学校経営が展開される必要があります。

全国体力・運動能力調査（※５）によれば、本町の児童生徒は、多くの項目で全国平均を上回るなどおおむね良い傾向にありますが、貧血や肥満傾向にある児童生徒が増加傾向にあることから、県教育委員会が推進している「希望郷いわて 元気・体力アップ６０（ロクマル）運動（※６）」や冬季の運動不足解消のための町独自の事業である「縄跳び作戦」（※７）などに取り組んでいく必要があります。

さらには、『ふるさと雫石への誇りと愛着を育てる教育』を推進するためには、諸調査で明らかになっている児童生徒の規範意識や地域に対する愛着といった強みを、より一層生かし、コミュニティ・スクール（※８）を媒介として、発達段階に応じて地域と積極的に関わっていくことができる児童生徒の育成に努めていく必要があります。

〔用語解説〕

※１ 知・徳・体・公： 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の「知・徳・体」に加え、町内児童生徒の強みである公共心・社会参画意識・規範意識等を一層伸ばしながら、地域で活動することを「公（おおやけ）」として位置付けるもの。

※２ ICT： information and communication technology = 情報処理・情報通信分野の関連技術の総称。

- ※3 全国学力・学習状況調査：小・中学生の学力や学習状況を把握するために文部科学省が実施する調査。小学6年生と中学3年生の児童生徒を対象に、国語、算数・数学、理科、英語の学力調査（理科は、2012年度から、英語は2019年度から3年に1度の実施）と、生活習慣・学習環境に関するアンケート調査。
- ※4 SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のwebサービスの総称。
- ※5 全国体力・運動能力調査：児童生徒の体力の状況を把握・分析し体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し改善を図る。小学校5年生、中学校2年生を対象に握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン（中学生は持久走 男子1,500m・女子1,000mの選択制）、50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げの8項目を実施する。また、運動習慣及び生活習慣等の質問紙調査も併せて実施する。
- ※6 「希望郷いわて 元気・体力アップ60（ロクマル）運動」：児童生徒の体力向上を目指し、1日に合わせて60分以上運動（遊び）やスポーツに親しみ、運動習慣を身に付けることができるようにする取組。
- ※7 「縄跳び作戦」：冬期間の運動不足解消のため、小学校で実施している。基準を設け、クリアした児童には賞状を贈呈する。
- ※8 コミュニティ・スクール：学校運営協議会を導入している学校。

《 基本施策 1－1 確かな学力を育む教育【知】 》

◆ 施策の基本方針

1 教員の授業力向上と授業改善

児童生徒の学力の定着や心身の健全な発達には、教職員の指導力が重要であることは言を俟ちません。そのため、教員の各種研修への参加や中学生への学力向上専門監（※9）の配置により、教員の授業力の向上を図り、「生徒指導の機能を生かした授業づくり」（※10）に取り組みます。併せて、小学校1年生から中学校3年生までの学力調査を個別に経年で追跡することにより個のつまずきを適切に把握し、ICTを積極的に活用するなど、手立てを取りながら、一人ひとりへの学力保障に努めます。

2 特別な支援を必要とする児童生徒への支援

特別な支援が必要な児童生徒については、その困り感に寄り添いながら、個別の教育ニーズを把握して、必要に応じて特別支援学級を設置するなど個に応じた適切な支援を行います。

個別に配慮を要する児童生徒が在籍している学級には、学校支援員を配置するなど、必要な指導・支援を行います。

〔用語解説〕

※9 学力向上専門監：優れた教科指導力を持つ退職教員により、中学校教諭との授業研究や中学生への学習指導を行う

※10 生徒指導の機能を生かした授業づくり：児童生徒に「自己肯定感」「自己有用感」「自己存在感」を持たせる授業。換言すれば、「わかった、できた、役に立っているんだ。」という思いを持たせる授業

◆ 具体的施策

1 教員の授業力向上と授業改善

主な取組	概 要
教育研究会・授業実践研究会の実施と充実	教育研究会及び授業実践研究会を開催し、児童生徒の学力向上や生きる力の育成を目指すとともに、学習指導法の改善等を研究しながら、教員の指導力の向上と主体的な研修の推進を図ります。 また、教員が互いに交流し、実践的な研修を通じて、よりよい支援の在り方を学び合うなど指導の充実を図ります。
学力調査を活用した実態分析と対策	全国学力・学習状況調査及び県学力調査などの定められた学力検査以外に、町独自による学力検査を実施しています。 これにより、小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒の学力を客観的に捉えることが可能になるとともに、個々の観点別達成度を見定め、基礎・基本の確実な定着を目指すなど今後の学習指導の改善を図ります。 併せて、諸調査を経年で比較することにより、個別のつまずきを把握し、I C Tを活用しながら、個別や全体での補充指導に努めます。
学力向上に向けた教員等への指導	優れた教科指導力を持っている退職教員を学力向上専門監として、中学校に配置し、教員の教科指導中の状況を観察するとともに、授業改善や指導案の作成及び学習指導全般にわたる助言指導を行います。 また授業時間内の生徒への指導も行います。
I C T活用の推進	児童生徒の情報活用能力や各教科等の学習の充実を図るため、I C T環境を整備し、これを活用した授業改善を図るとともに、情報スキルの向上に努めます。そのため、パソコンルームの稼働率向上とタブレットの導入並びに有効活用を目指し、I C T支援員を配置します。

2 特別な支援を必要とする児童生徒への支援

主な取組	概 要
学校支援員配置 (※11)	特別な支援を必要とする児童生徒及び個別に配慮が必要な児童生徒に対し、学校生活や学習全般において指導及び支援を行う学校支援員を各学校の状況に応じて配置します。
教育相談員配置 (校種間連携) (※12)	幼稚園、保育園（所）と小学校及び小学校と中学校の各校種間の連携を図るため、教育相談員による幼稚園、保育園（所）の訪問や各学校訪問を行い、配慮が必要な児童生徒等の把握及び相談を行うほか、小学校入学に係る就学時の教育相談を行います。
教育支援委員会の開催（※13）	就学前児童及び各小中学校在籍している特別に支援や配慮が必要な児童生徒に対し、支援方法等について協議検討するための組織として、「教育支援委員会」を設置し、専門家の助言等により適切な教育の場を提供できるよう支援を行います。

◆ 主な指標

成果指標	現在値	目標値（R 6 年）
学校の授業がわかる児童生徒の割合	小学生 89% 中学生 74%	小学生 90% 中学生 80%
先生がわかるまで教えてくれると答える児童生徒の割合	小学生 94% 中学生 89%	小学生 95% 中学生 90%
I C Tを授業で活用した割合	小学生 13% 中学生 30%	小学生 25% 中学生 40%
引継ぎシートを活用し円滑な引継ぎを行っている割合	—	30%

〔用語解説〕

- ※11 学校支援員 : 特別に配慮が必要な児童生徒の指導の支援・補助及び児童生徒の基本的な生活習慣の定着と基礎学力の向上のための学校支援を行う。
- ※12 校種間連携 : 幼稚園、保育園（所）と小学校・小学校と中学校・中学校と高等学校など、各学校種別が異なるものの連携。
- ※13 教育支援委員会 : 特別支援学級や特別支援学校への在籍及び進学について協議検討するための組織。

《 基本施策 1－2 豊かな心を育む教育【徳】 》

◆ 施策の基本方針

1 豊かな心の育成

「自他の生命尊重」を学校経営の基軸に据え、喫煙、飲酒を含めた「薬物乱用防止教育」や生命の尊重について学ぶ「命の授業」等を実施し、他人の人権を尊重する心を育む道德教育や特別活動の充実に努めます。

また、被災地や福祉施設での交流学习・ふるさと学習、地域の方々との世代を超えた交流体験などを通して、他人を思いやる心や地域に愛着を持つための特色ある学校づくりに努めます。

2 不登校・いじめ防止等の対策

学校では、いじめや不登校など、生徒指導上の諸課題に対する組織的な未然防止、すなわち「自他の生命尊重」を学校経営の基盤に据え、居場所づくり、絆づくりなど穏やかな人間関係づくりに努めるとともに、いじめが発生した場合には、積極的認知や早期の組織的対応に努めます。教育委員会としては、いじめ防止等対策連絡協議会を通じて、関係機関との連携・情報共有を図りながら学校支援を図るなど、実効的な対策や対応を提示してまいります。

また、不登校についても、その多くは学校生活場面がきっかけになっているとの認識に立ち、組織的な見立てにより、回復に向けて学校・教育委員会、その他の関係機関が一体となって取り組みます。具体的には、教育相談員及び適応支援相談員の配置や、スクールカウンセラー（※1）、スクールソーシャルワーカー（※2）等の専門家を活用し、児童生徒及び保護者が相談しやすい環境づくりに努めます。

インターネットを介したトラブルから児童生徒を未然に守るため、情報モラル教育の推進に努めるとともに児童生徒と保護者が守るべきルール作りの推進に努めます。

〔用語解説〕

- ※1 スクールカウンセラー：学校における児童生徒の心理に関する支援に従事し心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するもの。
- ※2 スクールソーシャルワーカー：学校における児童の福祉に関する支援に従事し、福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等があるもの。

◆ 具体的施策

1 豊かな心の育成

主な取組	概 要
道徳教育の充実	生命尊重や人権尊重に関する教育について、力を入れて取り組んでいく必要があることから、「命」や「薬物乱用」に関する学習を実施するとともに、授業実践研究会の発表教科に「特別の教科道徳」を位置づけるなど、道徳教育の充実に努めます。
特色ある学校づくりの推進	被災地支援や福祉施設での交流学习のほか、地域の方々から郷土芸能を学び、世代を超えた交流を通して、他人を思いやる気持ちを養うことができるよう、体験・交流による活動を推進し豊かな心と地域への愛着心の育成に努めるとともに、各学校で継承されてきた学校行事や伝統芸能など、特色ある取組を推進し、地域と学校との連携を強化します。
心のサポートの充実	児童生徒の心のサポートとして、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者の相談に応じます。

2 不登校・いじめ防止等の対策

主な取組	概 要
安全安心な学校づくりと不登校に関する研修会の実施	校長会議をはじめあらゆる会議等で、「自他の生命尊重」と「穏やかな人間関係づくり」についての啓発を行います。併せて、不登校児童生徒への対応について、しっかい 悉皆研修（※3）を実施します。
専門の相談員による支援	児童生徒の心の悩みやいじめ、不登校においては、教育相談員、適応支援相談員のほかスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門の相談員により、児童生徒及びその保護者が相談しやすい環境を整えます。 については、町内の関係機関及び団体による、「いじめ防止等対策連絡協議会」を設置し、児童生徒に対するいじめの防止、早期発見及び対処のための対策を実効的に行うための協議を行うほか、各学校の様子などについて情報交換を行い、いじめの未然防止と早期対応に向けた対策の強化に努めます。
適応指導教室の設置（※4）	不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対し、学校生活及び学習面での不安を和らげ、学校復帰を支援することを目的に適応指導教室「どんぐり広場」を開設し、教育相談員及び適応支援相談員が支援を行います。
情報モラル教育（※5）	インターネットやメール等の適正な使用方法やトラブル防止のための情報モラル教育を推進するとともに、保護者への啓発活動に努めます。 雫石町校長会等と一体となって、夜9時以降は、ゲームをはじめ、他人と通信等をしないという推進運動を展開します。

〔用語解説〕

- ※3 悉皆研修 : 全員が受講しなければならない研修。
- ※4 適応指導教室 : 教育委員会において、不登校等の児童生徒に対し、学校復帰を支援する等の目的のために設置している教室。
- ※5 情報モラル教育 : 情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度
具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など
自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや
犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用で
きること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康
との関わりを理解することなど。

◆ 主な指標

成果指標	現在値	目標値（R 6 年）
自己肯定感を持つ児童生徒の割合	小学生 78% 中学生 80%	小学生 85% 中学生 83%
いじめは悪いことと認識する割合	小学生 93% 中学生 80%	小学生 100% 中学生 100%
情報通信機器をルールを守って使用することが大切だと思う割合	小学生 99% 中学生 98%	小学生 100% 中学生 100%
学校が楽しいと思う児童生徒の割合	小学生 93% 中学生 94%	小学生 100% 中学生 100%

《 基本施策 1－3 健やかな体を育む教育【体】 》

◆ 施策の基本方針

1 健康な食生活の実践

自校式給食の強みを活かした児童生徒の食に対する正しい知識の習得と規則正しいバランスの良い食習慣の定着を図るため、地域と家庭とともに食育の充実を進めます。

肥満傾向の児童生徒（※1）に対し、生活習慣病予防の保健指導を継続して行います。

2 保健指導の充実

児童生徒の実態を十分に踏まえ、学校保健会や家庭と連携し、望ましい生活習慣の改善に取り組みます。

町歯科保健事業と連携した「う歯」の予防と歯磨き指導を継続し、治療の促進に努めます。

3 基礎体力の向上

児童生徒の日常の運動量を確保するため、県教育委員会が推進している「希望郷いわて 元気・体力アップ60（ロクマル）運動」に積極的に取り組みます。

運動嫌いな児童生徒を増加させないようにするため、積極的に運動やスポーツに取り組めるよう、楽しみながら体力向上を図る取り組みを実施します。

〔用語解説〕

- ※1 肥満傾向の児童生徒 : 5歳から17歳を対象とした学校保健統計調査。
身長別標準体重から肥満傾向を判定。肥満度が20%以上を肥満傾向としている。

◆ 具体的施策

1 健康な食生活の実践

主な取組	概 要
食育の推進（※2）	「さわやか健康しずくいし 21・食育推進計画」に基づき、食に関する正しい知識の習得と規則正しくバランスの取れた食習慣の定着を図るため、地域と家庭とともに食育の充実を進めます。また、自校式給食の強みを活かして地産地消を学ぶ、生産者の方との給食会を継続して実施します。
生活習慣病予防対策	生活習慣病予防健診において、貧血・肥満の傾向がある児童生徒とその保護者に対し、保健指導及び栄養指導を行い、生活習慣病の予防に努めます。

〔用語解説〕

※2 食育：食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

2 保健指導の充実

主な取組	概 要
学校保健委員会の活性化	児童生徒の実態を十分に踏まえ、町の学校保健会や家庭と連携し、望ましい生活習慣の改善に取り組めます。
「う歯」予防対策の推進	各学校における歯磨き指導のほか、むし歯のない子の表彰など町の歯科保健事業と連携した啓発活動と治療の促進に努めます。

3 基礎体力の向上

主な取組	概 要
小学校体育の推進	児童が体育・スポーツ活動を通じて体力向上や技術向上を図り、小学校相互の連携と児童の交流を目的とした、小学校陸上競技大会を実施します。 また、冬季の運動不足解消のため、「雫石っ子体力向上推進事業」として縄跳び運動に取り組みます。
中学校体育の推進	生徒が体育・スポーツ活動を通じて体力向上や技術向上を図るとともに、中学校の部活動の支援のため、県大会以上の大会への補助金交付を行います。 同時に、健全な学校部活動の確保のために部活動方針の遵守について啓発に努めます。

◆ 主な指標

成果指標	現在値	目標値（R 6 年）
食指導回数	5 2 回	8 3 回
生活習慣病有所見者率	小学生 1 3 % 中学生 1 6 %	小学生 8 % 中学生 1 1 %
運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合	小学生 9 4 % 中学生 9 7 %	小学生 9 4 % 中学生 9 7 %
縄跳び運動への参加率	7 4 %	8 0 %

《 基本施策 1－4 学校と家庭・地域との協働による教育の推進【公】 》

◆ 施策の基本方針

地域との協働による学校づくり

地域における人間関係の希薄化や人口減少により地域が自主的に教育課題を解決することが困難になりつつあることから、地域総ぐるみで子どもを教え、育てる仕組みづくりの再構築が必要です。そのため、これまでの学校評議員制度（※1）や教育振興運動を発展させた一体的な取組が必要です。

具体的には、「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」（※2）を設置し、目標達成型の学校経営を企図するとともに、地域と学校の双務的な関係を作り上げていくことにより、地域も学校も互惠の関係ができるものと考えます。

同時に、本町児童生徒の強みである規範意識や地域への愛着等を一層伸ばしながら、地域活動を原体験させ、将来地域で主体的に活動しようとする児童生徒の育成を図る必要があります。

〔 用語解説 〕

- ※1 学校評議員制度 : 開かれた学校づくりの推進及び学校の活性化を図るため学校の教育目標・教育計画・教育活動の実施及び学校と地域の連携や特色ある学校づくりについて意見助言を求める制度。
- ※2 学校運営協議会 : 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6」に基づき、学校運営に関することについて広い関係者で協議し、学校運営に保護者や地域住民の声を積極的に生かし、学校が地域と一体となって特色ある学校づくりを進める学校の体制。

◆ 具体的施策

地域との協働による学校づくり

主な取組	概 要
コミュニティ・スクール導入とその活性化に向けた取組み	学校と地域が一体となり、学校運営について協議を行う学校運営協議会の設置に向けた準備を行い、令和3年度から本格実施するとともに、地域学校協働活動推進員（※4）等を活用した地域との協働による学校づくりに取り組みます。
特色ある学校づくりの推進（再掲）	被災地支援や福祉施設での交流学习のほか、地域の方々から郷土芸能を学び、世代を超えた交流を通して、他人を思いやる気持ちを養うことができるよう、体験・交流による活動を推進し豊かな心と地域への愛着心の育成に努めるとともに、各学校で継承されてきた学校行事や伝統芸能など、特色ある取組を推進し、地域と学校との連携を強化します。
学校評議員制度	学校の教育目標や計画・活動の実施及び学校と地域の連携や特色ある学校づくりについて、意見や助言を求め、学校の活性化を図ります。コミュニティ・スクールへの移行とともに発展的な解消となります。
「雫石いいところみつけプロジェクト」の推進	教員によって組織された「雫石いいところみつけプロジェクト」において、雫石のよさや特色を見出し、系統的に教育課程に組み入れ、郷土のよさを認識する子どもを育てます。

〔用語解説〕

※4 地域学校協働活動推進員： 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体、期間等の幅広い地域住民等の参画を得て地域全体で児童生徒の学びや成長を支え、地域と学校が相互に連携・協働し行う様々な活動をコーディネートする人のこと。

◆ 主な指標

成果指標	現在値	目標値（R 6 年）
自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合	小学生 93% 中学生 94%	小学生 93% 中学生 94%
地域行事への参加割合	小学生 87% 中学生 70%	小学生 90% 中学生 80%
地域や社会をよくするために何をすべきか考える割合	小学生 60% 中学生 60%	小学生 70% 中学生 70%
コミュニティ・スクール設置学校数	0校	6校

基本目標 2

安全安心な学校生活を送ることができる教育環境の整備

◇ 現状と課題

近年、全国的に児童生徒が巻き込まれる事件や事故が多発しており、本町とて例外ではないという危機感を持っています。そのため、少子高齢化や核家族化が進む中において、児童生徒の登下校を家庭のみならず学校や地域と一体となった見守りを行うことが重要となってきました。

また、学校施設については、経年劣化による建物の修繕や設備機器の故障などにより工事が必要となる箇所も増えてきており、児童生徒の安全確保を図るため、事故予見の可能性のあるものについては、未然に防止する対策が必要です。

小学校入学にあたっては、児童の発達に不安を持つ保護者に対し、適切な教育の場の提供や各学校や保育施設等との連絡調整を行うなど就学前児童の学校教育への円滑な接続を行う必要があります。また、小・中、中・高のスムーズな接続のための交流の場を設ける必要があります。

また、経済的な理由に左右されることなく、等しく学習機会が得られるよう、引き続き就学援助制度や奨学金制度等の経済的支援が必要となります。同様に、一人ひとりへの学力保障を補完するしくみとして、小中学生が誰でも利用できる公営塾（※1）の開設に向けて取り組んでいく必要があります。

さらには、全国的に教職員の多忙化が言われる背景には、社会状況の変化や学校教育への期待の増加が挙げられており、教職員の果たす役割が多様化・複雑化してきております。このため、児童生徒と関わる時間や精神的な余裕が少なくなっている現状にあり、教職員の働き方改革（※2）による負担軽減が急務となってきました。

〔用語解説〕

- ※1 公営塾 : 町が運営主体となり実施する塾。
- ※2 教職員の働き方改革 : 教職員の負担軽減の一層の推進を目指し、平成 30 年度から 3 年間を取組期間とした「岩手県教職員働き方改革プラン」を策定した。

《 基本施策 2－1 安全安心を保障する学校環境の整備 》

◆ 施策の基本方針

1 学校施設・教材の整備

児童生徒の安全と最適な学習環境を確保するため、計画的な施設整備に努めるとともに、日常的に小中学校の学校施設及び敷地内における危険箇所を点検し、必要に応じて修繕等を行います。

また、ICTを活用した教育環境の整備、並びに学習教材・学校図書の実を図り、効果的・効率的な授業に向けて最適な学習環境の整備に努めます。

2 安全対策の充実

児童生徒の安全確保については、何よりも優先すべき課題であり、学校内における遊具等・危険箇所等の安全確認に万全を期するとともに、登下校時の組織的な見守り活動と地域住民による「ながら見守り活動」により安全を確保します。併せて、通学路の危険箇所を把握し関係機関との連携により対策を講じるなど登下校時の安全確保に努めます。

また、学校連絡網システム（※3）を活用した防犯及び災害時における円滑な情報伝達を行います。

〔用語解説〕

※3 学校連絡網システム : 学校ごとに、保護者の携帯メールアドレスの登録を行い、学校から緊急時や災害発生時などの連絡を一斉送信することができるもの。

3 学習支援の充実

経済的な理由に左右されることなく、等しく学習機会が得られるように、就学援助制度及び奨学金等の経済的支援を実施します。同様に、一人ひとりへの確実な学力を保障する補完的なしくみとして、公営塾を設置し充実に努めます。

◆ 具体的施策

1 学校施設・教材の整備

主な取組	概 要
修繕等工事	最適な学習環境構築のための施設整備、修繕等について洗い出しを行い、計画に基づき順次着手するよう努めます。 学校施設及びその敷地内の点検を定期的に行い、必要に応じた修繕等工事を行います。
教材備品整備	新学習指導要領完全実施に伴う各学校で必要となる教材やその他備品等について、学校の要望調査を行い、計画的に備品の購入及び整備を行います。
I C Tを活用した教育環境の整備	I C Tを活用した教育環境の整備や学習教材の充実を図り、効果的・効率的な授業に向けた整備を行います。
スクールバスの運行	遠隔地からの登下校にスクールバスを活用し、安全な送迎を行います。 利用しやすいよう、地域の意見を参考に見直しを行います。

2 安全対策の充実

主な取組	概 要
通学路の安全点検と改善要請	関係機関・団体で組織する通学路等安全推進連絡協議会において、通学路における危険箇所（道路・防犯）の現地調査を実施し、その対策を協議するとともに、関係機関への改善要請を行います。
スクールガードによる見守り活動（※４）と「ながら見守り活動」の機運醸成	各学校区にスクールガードを委嘱し、登下校時の見守り活動を行うとともに、各小学校区にはスクールガードリーダーを配置し、巡回指導を実施します。併せて地域住民が一体となって子どもを見守る「ながら見守り活動」の機運醸成に努めます。 また、各小学校及びスクールガードとの連絡協議会を開催し、研修及び情報交換を実施します。
学校連絡網システムの活用	学校連絡網システムを活用し、学校と保護者との連絡体制を確立することにより、災害時及び緊急事態等が発生した際は、迅速な情報伝達を行います。

〔用語解説〕

※４ スクールガード ： 各学校ごとに児童の登下校時の安全確保のための見守り活動を行うボランティアのこと。

3 学習支援の充実

主な取組	概 要
奨学金貸付制度	高等学校以上の学校に在学し、経済的理由により修学困難な学生に奨学資金を貸し付けることで、修学を励まし、有用な人材育成を目指します。

主な取組	概 要
就学援助制度	経済的な理由に左右されることなく、等しく学習機会が得られるように、就学援助制度及び近隣自治体の就学援助費支給状況を確認しながら、経済的支援を実施します。
公営塾の設置	先進市町村に学びながら、誰でも通うことができる公営塾を設置しその充実に努めます。

◆ 主な指標

成果指標	現在値	目標値（R 6 年）
トイレの洋式化率	6 2 %	8 0 %
登下校時の重大事故発生件数	0 件	0 件
スクールガード登録者数	5 9 人	6 5 人
公営塾の設置	0 件	5 件

《 基本施策 2－2 安心して学ぶための支援体制の整備 》

◆ 施策の基本方針

1 教育相談体制の整備

少子化、核家族化の進展、ひとり親家庭の増加など、安心して子育てがしにくい状況が懸念されたり、現実には虐待等が増加している中で、教育委員会、首長部局が一体となった子育て支援、相談体制の一層の整備が必要です。教育相談員が中心となって、保護者が気軽に相談できる体制整備と、関係各所との情報の共有を図ります。

2 学校校種間連携の強化による切れ目のない就学の実現

教育相談員が中心となり幼稚園・保育園（所）と小学校の連携や、小学校と中学校との連携を行い、特に支援が必要な児童生徒の円滑な移行を推進します。

また、学習や諸活動などを通じて小学校と中学校、中学校と雫石高校との交流を図り、進学先を具体的にイメージできるよう、高校生活などを中学生が具体的に理解する機会を推進します。

◆ 具体的施策

1 教育相談体制の整備

主な取組	概 要
教育相談室の整備と活用	学校教育課内に教育相談室を設け、広く学校に関わる相談活動を展開するとともに、関係機関との調整等を図りながら、相談者の不安解消に努めます。適応指導教室である「どんぐり広場」でも広く相談を受け入れることを周知します。

主な取組	概 要
教育相談員による定期的な学校訪問	教育相談員が定期的に学校訪問を行い、児童生徒の様子や要支援児童生徒の適応状況を確認するとともに、関係課にも情報提供をするなど連携した対応を進めます。
要支援家庭の把握と関係機関と一体となった支援体制の確立	関係機関が一層の情報共有に努め、具体的見立てや対応の手立てを明確にするとともに、虐待については、疑い段階から関係課と連携して、直ちに対応する手立てを取ります。

2 学校校種間連携の強化による切れ目のない就学の実現

主な取組	概 要
保幼小連携	幼稚園、保育園（所）、小学校教育の一貫性を図るため、スタートカリキュラム（※５）を有効活用するなど、一層の連携強化に努めます。 また、教育相談員や関係担当者同士の情報交流を行い、子どもたちの発達段階に応じた指導の在り方について協議を行うなど一層の子ども理解に努めます。
小中連携	小・中学校間の相互の連携を促進し、持続性や接続の円滑化を図り、教員の児童生徒理解を深めながら、学習指導や生徒指導等の改善を図ります。 併せて「しずくちゃんパスポート（※６）」を活用して、キャリア教育（※７）の推進に努めます。 また、６年生児童に対し、小中連携交流会を実施し、中学校教員による授業の体験・中学生による生徒会活動等の紹介及び参観と各小学校児童同士の交流を図り、中学校生活への期待感を持たせる取組を行います。
中高連携	町内唯一の県立高校である、雫石高校との交流を図り、中学生の進路実現への見通しと高校生活について具体的に知る機会や高校教諭による授業体験など中高連携交流を推進します。

〔用語解説〕

- ※5 スタートカリキュラム : 新入学児童の入学直後1か月間において、児童が幼児期に体験してきた遊び的要素と、これからの小学校生活の中心をなす教科学習の要素の両方を組み合わせた合科的・関連的な学習プログラム
- ※6 しずくちゃんパスポート : ふるさと雫石のよさに焦点をあてたキャリア教育を推進するため、小中学校9年間にわたり活用する教材資料
- ※7 キャリア教育 : 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てること

◆ 主な指標

成果指標	現在値	目標値（R 6 年）
小中連携交流会参加者の満足度	—	8 5 %

《 基本施策 2－3 教職員の働く環境の整備 》

◆ 施策の基本方針

1 教職員の働き方改革に基づく働く環境づくり

教職員の働き方改革に基づき働く環境の整備を進め、児童生徒と向き合う時間を確保します。

2 部活動の適正な運営

教職員の働き方改革の一環として、部活動への対応を定めた運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが策定され、のちに文化部活動においても盛り込まれました。これを受けて本町においても部活動の適正な運営について、平成31年3月に方針を定めました。これに基づいて生徒の多様な学びの場である部活動の教育的意義を認識しつつ、今後においても持続可能な部活動とするため、望ましい部活動の実現に向けて取り組む必要があります。

◆ 具体的施策

1 教職員の働き方改革に基づく働く環境づくり

主な取組	概 要
勤務時間の適正管理	学校閉庁日の設定やタイムカードを用いた勤務時間把握と適正管理により時間外勤務縮減に向けた適切なマネジメントを実施します。
教職員の業務改善	学校給食費の公会計化（※8）を導入し、事務手続き等を町で一括管理することにより、事務の負担軽減を図ります。また、小学校にも統合型学校支援システム（※9）を導入します。

主な取組	概 要
心とからだの健康対策	定期健康診断、各種がん検診及びストレスチェックを実施し、その結果に応じた保健指導体制の充実に努めます。

〔用語解説〕

※ 8 学校給食費の公会計化 : 町内全ての小中学校の学校給食費を町で一括管理を行うもの

※ 9 統合型学校支援システム : 教務系・保健系・学籍系・学校事務系などを統合した機能を有しているシステム

2 部活動の適正な運営

主な取組	概 要
部活動の適正な運営	成長期にある生徒が運動・食事・休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるような配慮や教職員の勤務負担軽減に向けた取組について、「雫石町における部活動の方針」を踏まえた適正な部活動の実施に努めます。 また、地域での受け皿について、検討組織を設置し、あり方等を検討していきます。

◆ 主な指標

成果指標	現在値	目標値（R 6 年）
月 8 0 時間超過勤務者	0 人	0 人

基本目標 3

生涯学習社会の推進

◇ 現状と課題

生涯学習社会の推進は、知識や教養を深め、個人の人生を豊かにするだけでなく、学習を通じた仲間づくりをはじめ、学習成果を活かした地域づくりや、まちづくりへの進展など、様々な学びへの意欲と連続性が、地域の活性化にもつながるものと期待されています。

また、グローバル化や情報化、少子高齢化など社会環境の急激な変化に伴い、町民の生活様式も多様化し、生涯学習に対するニーズも多様化しています。このような社会環境の中で、町民が充実した人生を送るためには、町民の誰もが、いつでも、どこでも、誰でも学べる学習活動の機会を確保していく必要があります。

中央公民館や各地区公民館、図書館においては生涯学習の拠点として、各種の講座受講の機会を設けているほか、町民の学習活動の支援を行っています。また、自主グループによる活動も行われているなど、多くの町民に利用されていますが、今後も地域課題やニーズに応じた取り組みを一層進める必要があります。なお、中央公民館や各地区公民館、図書館は、経年劣化による老朽化等に対応すべく、継続して施設の適切な維持管理を進めていく必要があります。

昨今のスマートフォンなどの急速な普及に伴い、不適正な利用による生活習慣の乱れや誹謗中傷、事件に巻き込まれる危険が深刻化していることを踏まえ、情報モラルに関する指導が重要となっております。しかしながら、学校の指導だけでは限界があるため、学校、家庭、地域及び行政が連携して地域総ぐるみで、子どもの健全育成に取り組む必要があります。

次世代を担う子どもたちの育成には、幼児期から読書に親しむ習慣をつくり、児童生徒や幅広い世代が読書の楽しさを実感し、生涯にわたって読書に親しむ習慣を形成する必要があります。また、町民一人当たりの本の

貸し出し冊数は4. 1冊と、他市町村に比較して少ない現状にありますので、読書活動を一層活発にすることなどにより、豊かな心を育てていく必要があります。

さらには、近年の社会の急速なグローバル化に対応するため、将来を担う子どもたちに国際交流などを通じて国際的な見識を広めることを推進する必要があります。

《 基本施策 3－1 生涯学習の推進と充実 》

◆ 施策の基本方針

1 生涯学習の環境とメニューの充実

町民の生活様式の多様化により、生涯学習に対するニーズも多様化しています。全ての町民が学ぶ楽しさや、社会貢献の喜びを感じるとともに、町民一人ひとりが社会変化に柔軟に対応し、生涯にわたって生きがいのある人生を送れるよう、いつでも、どこでも、だれでも「学ぶ」ことができる環境づくりをはじめ、各種講座や教室などを開催し、多様な学習機会を提供します。

また、その成果を発表する機会を創出しながら、様々な学びを通じて地域や仲間とのネットワークを広げるなど、学習環境の構築を目指します。

2 安全安心で快適な学習環境の整備・充実

生涯学習の拠点施設である中央公民館や各地区公民館、図書館といった社会教育施設の老朽化が課題とされており、安全安心な学習環境が必要なことから、継続して施設の適切な維持管理を進めます。

3 国際交流の推進

グローバル化が進行する中、外国の歴史や文化など幅広い国際的な感覚や知識を身に付けるための異文化理解に向けた交流活動を支援します。

◆ 具体的施策

1 生涯学習の環境とメニューの充実

主な取組	概 要
生涯学習機会の拡充	町民のニーズに応じた各種講座や教室を開催するとともに、サークル活動や団体活動を支援します。
生涯学習活動への支援	町民が、いつでも、どこでも、だれでも「学ぶ」ことができる環境づくりをはじめ、各種講座や教室などを開催し、町民の多様な学習活動を支援します。併せて、各種広報媒体、インターネット等を活用した学習情報の提供に努めます。

2 安全安心で快適な学習環境の整備

主な取組	概 要
社会教育施設の整備	生涯学習の身近な施設である公民館や図書館など、生涯学習や地域づくり活動の拠点として、計画的な施設の修繕に努めます。

3 国際交流の推進

主な取組	概 要
国際交流の推進	外国の文化や習慣に対する理解を深めるため、多様な主体による海外との交流を支援します。また、都市間交流の可能性について検討を進めます。

◆ 主な指標

成果指標	現在値	目標値（R 6 年）
講座の定員充足率	57.2%	100%
国際交流事業参加人数	25人	30人

《 基本施策 3－2 学校と家庭・地域との協働の推進 》

◆ 施策の基本方針

1 青少年健全育成活動の推進

次代を担う青少年の健全育成のためには、学校・家庭・地域がお互いに連携し協力しながら、社会総がかりでの子育てを目指して、これまで推進してきた教育振興運動（※1）を軸とし、子どもたちの学びや育ちを地域ぐるみで見守り、支援する取組を進めます。

また、昨今、スマートフォンなどの携帯型電子機器が、若年層まで普及拡大し、児童生徒の不適正な利用による生活習慣の乱れや、事件に巻き込まれる危険性が懸念されているため、家庭内においても、親子の対話を促進し、家族の絆を深めるとともに、勉強、宿題、ゲーム、インターネットの利用と時間の使い方などの家庭でのルールづくりや、家族でのお互いの会話や食事時間の共有など、親と子の心を通わせる環境づくりを推進します。

このほか、青少年活動の指導者やリーダーの育成に努めるとともに、ジュニアリーダーズクラブSKY（※2）への活動支援を進めます。

2 コミュニティ・スクールの導入と活動の活性化

教育振興運動を軸としながら、地域学校協働活動推進員を配置するなど、コミュニティ・スクールへの移行の取組を進めます。

〔用語解説〕

※1 教育振興運動：子どもの学力向上のため、学校、家庭、住民などが総ぐるみで地域の教育課題の解決に自主的に取り組む岩手県独自の教育運動。

※2 ジュニアリーダーズクラブSKY：平成18年に設立された、町内の中高生によるボランティア組織。子ども会のサポートを中心に活動している。

◆ 具体的施策

1 青少年健全育成活動の推進

主な取組	概 要
青少年健全育成活動の推進	子どもと家庭、学校、地域、行政が連携・協働して地域の教育課題に取り組む教育振興運動を継続し、ノーゲームデーや親子読書、メディア標語コンクールへの取組を進め、青少年の健全育成に努めます。
ジュニアリーダーの育成と青少年活動の促進	講習会や研修会の開催や参加により、青少年活動の指導者やジュニアリーダーの育成に努めます。

2 コミュニティ・スクールの導入と活動の活性化

主な取組	概 要
地域学校協働活動推進員の配置	地域住民と学校との連絡調整等を担う地域学校協働活動推進員を配置し、学校・家庭・地域が連携、協働し、子どもたちの学びや育ちを地域ぐるみで見守り、支援する体制づくりを進めます。

◆ 主な指標

成果指標	現在値	目標値（R 6 年）
親子読書のつどい参加者数	1 2 0 人	1 3 0 人
ノーゲームデー実施率	小学校 9 5 . 7 % 中学校 1 0 0 . 0 % 高校 7 1 . 0 %	小学校 1 0 0 % 中学校 1 0 0 % 高校 1 0 0 %
コミュニティ・スクール設置学校数（再掲）	0 校	6 校

《 基本施策 3－3 図書館機能の充実と読書活動の推進 》

◆ 施策の基本方針

1 図書館機能の充実

図書館は、生涯学習の身近な施設であることから、利用者の関心と楽しみに応える多様な学習資材の充実を図るとともに、施設環境を維持しながら、町民が気軽に学習し本に親しむことのできる環境にします。

2 読書活動の推進

町民1人当たりの本の貸し出し冊数は4.1冊と周辺市町に比較して少ない現状にあります。生涯にわたって読書に親しむ習慣をつくるためには、幼児期から読書に親しむ習慣を身につけることが重要と言われており、乳幼児や児童生徒をはじめ幅広い世代が読書の楽しさを実感するために、各種おはなし会の開催や乳児とその保護者を対象としたブックスタート事業を継続して実施していくほか、図書館利用者に対するサービス向上に努めます。

◆ 具体的施策

1 図書館機能の充実

主な取組	概 要
図書資料とサービスの充実	幅広い生涯学習のニーズに応えるため、外国語資料を蔵書とするなど、多様な図書資料の充実を図ります。また、インターネットによる図書検索・貸出予約や、SNSを活用した情報発信など、利用者サービスの充実に努めます。

主な取組	概 要
施設利便性の向上	限られたスペースを有効活用し、利用者利便の向上とともに、生涯学習の身近な施設として、利用者ニーズに応じた施設への転換を図ります。

2 読書活動の推進

主な取組	概 要
読書活動の推進	幼児、児童生徒及び幅広い世代が読書の楽しさを実感できるよう、ブックスタートや読み聞かせ、おはなし会などの内容を充実させ、生涯にわたって読書に親しむ習慣の形成に努めます。

◆ 主な指標

成果指標	現在値	目標値（R 6 年）
図書貸出利用者数	1 5, 8 9 9 人	1 6, 0 0 0 人
町民 1 人当たりの図書貸出冊数	4. 1 冊	4. 3 冊

基本目標 4

スポーツによる地域活性化の推進

◇ 現状と課題

スポーツは、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが楽しみ、関われるものであり、心身の健康維持や体力づくりをはじめ、地域交流の活性化など、様々な形で町民生活の充実を図る機会を与えてくれます。

現在、町主催のスポーツ大会をはじめ、町体育協会や加盟団体によるスポーツ活動への取組が盛んに行われてきていますが、近年のライフスタイルや価値観が多様化する中で、参加者の減少や固定化が課題となっています。そのため、競技スポーツに限らず、レクリエーションスポーツなど、町民の年代や体力に応じて誰もが気軽に参加できるような事業展開が必要とされています。また、スポーツリーダーバンク（※1）制度を活用し、健康づくりや介護予防などの分野に対応可能な人材を確保していく必要があります。

本町には、豊かな自然環境とともに総合運動公園をはじめとしたスポーツ施設や宿泊施設が多く立地していることから、岩手山ろくファミリーマラソンなどのスポーツ大会の開催に取り組んでいるものの、本町への観光入込み客数は減少傾向にあります。そのため、盛岡広域スポーツコミッションやいわてスポーツコミッション、町体育協会、観光団体などと連携しスポーツ合宿や大会の招致に一層取り組む必要があります。

また、町の総合運動公園にある各種スポーツ施設や設備の多くが、老朽化が進んでいることから、これらスポーツ施設の安全安心な利用と快適なスポーツ環境を整えるため、施設の改修や運動器具などの備品を更新する必要があります。

〔用語解説〕

- ※1 スポーツリーダーバンク：個々のライフスタイルに合わせ生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しんでいただくために、有能なスポーツ指導者などを登録・紹介する制度。

《 基本施策 4－1 多様なスポーツ活動の推進 》

◆ 施策の基本方針

1 生涯スポーツの推進

町民の誰もが、それぞれの体力や年齢、興味、目的などに応じて生涯にわたりスポーツに親しむことができるように、スポーツ活動への参加を促進しながら、生活の中にスポーツを身近なものとして感じられるよう、気軽にスポーツに取り組める環境づくりを推進します。

また、スポーツは心身の健康保持や体力の向上をはじめ、高齢者の生きがいがづくり、青少年の健全育成、地域住民の交流促進など、様々な形で町民生活への効果が期待されています。

このようなことから、本町では町体育協会やスポーツ推進委員協議会、地区体育会などと連携し、スポーツイベントやスポーツ体験講座などを開催し、町民のスポーツ実施率向上に努めます。また、保健福祉部門との連携により、健康教室を開催し健康づくりや介護予防のためのスポーツ活動に取り組みます。

さらには、子どものスポーツ機会拡充のため、運動習慣化への取組を推進します。また、町民が主体的に参画できるスポーツ環境を整備するため、スポーツ指導者をはじめスポーツ団体の育成に努めます。

2 生涯健幸プロジェクトの展開

運動を核とした町民の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸、メタボリックシンドロームの解消、介護予防、生きがいがづくりを目的として「健康で幸せなしくいし」を目指して、保健福祉部門と連携した生涯健幸プロジェクトを展開します。

3 スポーツ施設の適正な維持管理

町内の総合運動公園やスポーツ施設の多くが老朽化しているほか、施設の安全安心な利用及び多様なニーズに対応した快適なスポーツ環境を整備するため、施設の改修や運動器具などの備品更新を進めます。

◆ 具体的施策

1 生涯スポーツの推進

主な取組	概 要
雫石町スポーツ推進計画の着実な推進	スポーツを通じて幸福で心豊かな人づくりや活力あるまちづくりを目指すため、雫石町スポーツ推進計画に基づく事業を着実に推進します。
各種スポーツイベントやスポーツ体験講座の充実	多くの町民がスポーツを身近に感じられるスポーツイベントやスポーツ体験講座の開催と内容の充実を図ります。
スポーツリーダーバンクの充実	体力の向上だけでなく、健康づくりや介護予防など幅広い分野に対応するため、スポーツリーダーバンクへの登録を進めます。
子どものスポーツ機会の充実	幼少期からの継続した運動（遊び）やスポーツ活動を通して、生涯にわたって健康づくりやスポーツに親しむ習慣や意欲を養います。

2 生涯健幸プロジェクトの展開

主な取組	概 要
生涯健幸プロジェクト	健康寿命の延伸、メタボリックシンドロームの解消、介護予防、生きがいづくりのため、ノルディックウォーキングをはじめとする運動を核とした町民の健康づくりを推進します。

3 スポーツ施設の適正な維持管理

主な取組	概 要
スポーツ施設の整備及び維持管理	計画的な維持補修により、安全安心な施設の提供に努めます。
スポーツ設備の充実	スポーツ用具等の定期的な更新により、利用者サービスの向上を図ります。

◆ 主な指標

成果指標	現在値	目標値（R 6 年）
スポーツ実施率	25.1%	50%
健幸チャレンジ教室参加者数	90人	100人
町の運動・スポーツ施設利用者数	218,341人	245,000人

《 基本施策 4－2 競技スポーツの推進と交流 》

◆ 施策の基本方針

1 競技スポーツの推進

競技力の向上のためには、幼少期から運動に親しみ、発育発達に応じた指導を行うことが重要とされています。そのためには、各種スポーツ大会の開催や上位大会への選手派遣に取り組み、競技力の向上に努めるとともに、種目別団体の組織強化に対する支援を一層強化します。

2 スポーツによる交流の推進

本町には、豊かな自然環境と温泉を利用した宿泊施設が充実しています。また、町営体育館や陸上競技場、町営野球場など社会体育施設が整備されており、これらの特性を生かし町長部局や関係機関などと連携しながら、本町のスポーツ環境を生かしたスポーツ合宿や大会誘致・開催などスポーツツーリズムを推進し、スポーツによる交流人口の拡大を図ります。

◆ 具体的施策

1 競技スポーツの推進

主な取組	概 要
競技力の向上	各種スポーツ大会の開催や国体などの上位大会への参加を支援します。
スポーツ団体への活動支援	競技団体やスポーツ少年団などの組織力強化に対する支援を行います。

2 スポーツによる交流の推進

主な取組	概 要
スポーツ合宿や各種大会の誘致	いわてスポーツコミッションや盛岡広域スポーツコミッションと連携し、合宿相談会などの機会をとらえて情報発信するなど、スポーツによる交流人口の拡大に努めます。
鶯宿温泉スポーツエリア構想の推進	旧南畑小学校を中心とする、鶯宿温泉スポーツエリア構想に基づき、地域の活性化や交流人口の拡大に努めます。

◆ 主な指標

成果指標	現在値	目標値（R 6 年）
国体出場人数	2 6 人	5 0 人
岩手山ろくファミリーマラソン参加者数	1, 3 3 2 人	1, 5 0 0 人
スポーツ合宿件数 ※宿泊を伴うもの	4 0 件	4 5 件

基本目標 5

文化芸術活動の推進

◇ 現状と課題

町民が、日々の暮らしにゆとりや心の豊かさを実感できるためには、優れた文化芸術にふれあう機会を創出し、施設の有効的な活用や様々な活動に関する情報提供など、より多くの町民が文化芸術に親しむことのできる環境の整備を進める必要があります。

しかし現状は、芸術文化活動団体の構成員の高齢化や人数の減少により、文化芸術活動への出演や出展が減少傾向にあります。

今後も、町民が優れた文化芸術に触れ、直接文化芸術活動に参加できる環境を整え、活動の成果として発表できる機会を積極的に設定することにより、町民に文化芸術活動への参画意欲を持たせる必要があります。さらには、文化芸術活動を実践している団体や活動者のネットワークを活用しながら、新規参加者を募り、後継者を育成する必要があります。

《 基本施策 文化芸術活動の活性化 》

◆ 施策の基本方針

1 ふれる機会、発表する機会の提供

児童生徒を対象とした学校芸術鑑賞事業や、幅広い世代の町民が鑑賞できる東京藝術大学器楽科招聘事業、総合芸術祭を通じ、質の高い文化芸術に触れることによって感受性が育まれるよう、文化芸術の鑑賞機会を一層充実させます。

また、より多くの町民が、文化芸術活動への興味や活動への参加意欲が持てるよう、本町の総合芸術祭の活性化を図ります。併せて、各種教室の成果発表の場を積極的に設定するなど、場所の確保に努めます。

2 文化芸術活動の支援

文化芸術活動の活性化を図るために、自主的・主体的な文化芸術活動を行う団体やサークルへの支援を進めていくとともに、関係団体の担い手やリーダーの育成、団体間のネットワーク構築についてもサポートを行います。

◆ 具体的施策

1 ふれる機会、発表する機会の提供

主な取組	概 要
芸術の鑑賞機会の提供	児童生徒の感受性を育み、文化芸術活動への参加意欲を高めるため、学校芸術鑑賞事業を実施するとともに、より質の高い優れた文化芸術に触れさせる機会として東京藝術大学招聘事業を実施します。

主な取組	概 要
成果発表の機会創出	町総合芸術祭や町民劇場への支援、合唱や吹奏楽教室などの各種教室による成果発表の場を設けるとともに、文化芸術活動への参加意欲を高めます。

2 文化芸術活動の支援

主な取組	概 要
文化芸術活動に参加しやすい環境の構築	文化芸術活動の推進のため、町芸術文化協会の活動を支援するとともに、文化芸術活動への新規参加者を募るため、活動の情報を広く町民に周知するなど、町芸術文化協会のネットワークも活かしながら、参加しやすい環境の構築を進めます。

◆ 主な指標

成果指標	現在値	目標値（R 6 年）
東京藝術大学コンサート入場者数	5 9 3 人	6 8 0 人
町民劇場入場者数	5 7 8 人	8 0 0 人
町総合芸術祭総入場者数	1, 1 8 7 人	1, 3 0 0 人
町総合芸術祭出展者数	展示部門 3 9 7 人 舞台部門 1 1 7 人	展示部門 4 0 0 人 舞台部門 1 2 0 人

基本目標 6

歴史文化の保存と継承

◇ 現状と課題

本町には、小岩井農場施設をはじめとする国の重要文化財や県指定の記念物、さらには町指定の有形・無形の文化財が多数存在していますが、特に昨今の少子高齢化に伴い、無形民俗文化財の継承が懸念されております。文化財を後世に保存・継承していくためには、後継者を育成する必要があります。

町民の日常生活においては、郷土の歴史について学習する機会が少ないことから、郷土史団体と連携しながら歴史体験教室の開催や町民俗資料館に保管されている資料を活用した学習機会を提供するとともに、歴史文化行事等への積極的な参加を促進する必要があります。

また、町内各所には文化財が多くあるものの、未調査であるものが数多く存在し、町の歴史解明のためにも調査を実施することが必要とされています。

こうした文化財等を保存・継承するとともに、観光分野などへの有効的な活用によって地域社会の活性化も期待できることから、観光やまちづくりなどの関連分野における施策とも連携しながら、これらの文化財の保存・継承と有効活用に努める必要があります。

《 基本施策 文化財の保存・継承及び活用 》

◆ 施策の基本方針

1 文化財の保存と継承

町の貴重な歴史を伝える文化財を保存継承するため、所有者の保存継承に係る取組を支援するとともに、特に無形文化財については、継承への意欲を持ち続けるための発表の場を設けるとともに、学校や無形文化財保存会と連携して児童生徒の参加を促します。

また、町の歴史解明のために、未調査の文化財について調査を行うとともに、保存管理や公開体制の整備に努めます。

2 埋蔵文化財の保護

町内には 210 か所の埋蔵文化財包蔵地が確認されています。住宅建築や造成、道路工事などの開発予定地に埋蔵文化財包蔵地が含まれる場合には、試掘調査や工事立会などにより、貴重な埋蔵文化財を保護します。

なお、発掘された埋蔵文化財については、歴史民俗資料館においての展示のほか、旧西根小学校を活用して適正な保管に努めます。

3 歴史文化の学習

郷土史団体と連携して、町の歴史を学び、ふるさと雫石への愛着や理解を深める機会を設けるほか、町の貴重な歴史民俗を伝える歴史民俗資料館の維持管理と情報発信に努め、町の歴史民俗を知る場としての一層の活用を促進します。

◆ 具体的施策

1 文化財の保存と継承

主な取組	概 要
伝統芸能の後継者育成	伝統芸能の保存に向けた後継者の育成を図るとともに、次世代を担う子どもたちの、地域を愛する心を醸成します。

2 埋蔵文化財の保護

主な取組	概 要
確認調査と指導助言	埋蔵文化財包蔵地における各種開発等の事業により、破壊されるおそれのある埋蔵文化財を保護するため、試掘調査や工事立会により、確認と調査、指導助言を行います。

3 歴史文化の学習

主な取組	概 要
歴史学習機会の創出	郷土の歴史について学習する機会が少ないことから、郷土史団体と連携協力し、町民がまちの歴史や文化に触れ、学習できる講座や教室を開催します。

◆ 主な指標

成果指標	現在値	目標値（R 6 年）
無形文化財芸能祭出演団体数	1 3 団体	1 4 団体
町民公開歴史講座の参加者数	6 5 人	1 0 0 人
歴史民俗資料館年間利用者数	2, 0 0 0 人	2, 2 0 0 人